家庭用防犯カメラ設置事業補助金

町内における犯罪の発生を抑止し、安全で安心なまちづくりに寄与することを目的として、神崎町では町内の住宅(共同住宅及び借家を除く)に家庭用防犯カメラを設置した方に対し、予算の範囲内で家庭用防犯カメラ設置費用を補助します。

- 2. 補助対象者 (下記①~③をすべて満たす個人)
 - ①本町に居住し、かつ、本町の住民基本台帳に記録されている者
 - ②家庭用防犯カメラを設置する住宅の所有者又は所有者の同意を得ている者
 - ③町税及び町の国民健康保険税を滞納していない世帯の者
- 3. 補助対象経費 補助対象経費 (補助金の交付の対象となる経費)は、次に掲げる経費となります。



①家庭用防犯カメラ(録画機能付きのドアホン及び置き型の防犯カメラを除く。)

及び家庭用防犯カメラで撮影した映像を確認するモニター,当該撮影した映像を

記録する録画装置その他家庭用防犯カメラと一体的に機能する機器(スマートフォン,

- ・タブレット端末、パソコン等を除く)の購入費
- ②家庭用防犯カメラを設置するために要する工事費
- ③家庭用防犯カメラを設置している旨の表示を掲示することに係る経費 ※家庭用防犯カメラ及びモニター、録画装置その他の家庭用防犯カメラと一体的に機能する機器を賃借により設置した場合は、補助対象経費としない。
- 4. 補助金額

<u>補助対象経費 (消費税を含む)に2分の1を乗じて得た</u> 額:上限20,000円(1,000円未満切り捨て) ※補助金の交付は,1世帯につき1回限り

5. 補助金申請から交付までの流れ

(1) 販売店等で家庭用防犯カメラを購入、又は設置の契約締結

※購入の際、販売店等に領収書の発行を依頼してください。
※領収書には、下記の「②領収書」に記載する内容の記入をお願いしてください。

(2) 申請書等を郵便または窓口で総務課へ提出

※郵送の場合 → 〒289-0221 神崎町神崎本宿163 総務課管財係宛て 窓口の場合 → 神崎町役場1F 総務課④番窓口

※申請書兼請求書は総務課窓口、町ホームページから入手できます。

①補助金交付申請書兼請求書(町指定様式)

- ②領収書(次の内容が記載されているもの)
 - ア領収日(令和7年4月以降のもの)
 - イ 領収金額 (防犯カメラの設置に係る総額がわかるもの)

提出書類

- ウ 購入店
- エ <u>宛名</u> (家庭用防犯カメラを設置する住宅の所有者 又は所有者の同意を得ている者)
- ※原本をお持ちください。
- ③振込口座(申請者名義のもの)が確認できる書類 (通帳またはキャッシュカードの写し)
- ④本人確認書類(免許証、マイナンバーカード等)
- ⑤防犯カメラ等の設置場所の位置図及び設置前・後の写真等
- ※家庭用防犯カメラを設置している旨の表示を行うこと。

(3) 交付決定通知書が郵便で到着

※申請書類を審査の上、申請者に通知書を郵送いたします。

(4) 補助金が指定口座に振り込まれます

※申請日からおおむね1か月から2か月後の振り込みとなります。



【問合せ先】

神崎町役場 総務課 管財係

電話:0478-72-2111

(平日 8:30~17:15)

住所:神崎町神崎本宿163



★詳しくは町ホームページを ご覧ください。